

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次 8月～9月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校3週間（160時間）、高等学校2週間（80時間）
③	実習校の確保の方法 原則として、大学が指定する学校の中から、実習生の希望を参考に大学が配置を行い、その後、実習生が学校に連絡して内諾を得る。
④	実習内容 教育実習を通して、教育者としての愛情と使命感を深め、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身につけることを目的としている。具体的には、各学校において、管理職や教職員の講話、担当指導教諭の指導のもとに参観・観察、参加、実践、研究授業、学級経営等を行い、学習指導案の作成・実習記録のとり方・生徒理解を含む教育の実際を学ぶ。また、様々な校務等にも携わり実践的な指導力の向上を図る。
⑤	実習生に対する指導の方法 実習先では、実習校の担当指導教諭が実際の学級経営や教科指導、その他における教育活動における参観や実践等の機会を実習生に与え、段階的な指導を行う。 大学の指導教員は、実習校と連携を取りながら巡回指導を行い、実習生の状況を把握した上で面談等での指導を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 実習校の評価を主とし、実習日誌の評価、実習後にまとめる実習総括レポートおよび教育実習報告会での報告内容を加味して、総合的に評価する。 実習校の評価は、別紙資料（別紙1：教育実習成績評価票）のとおりである。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 事前指導：3年次の後学期に30時間実施する。 事後指導：4年次の教育実習終了後に6時間実施する。

② 内容（具体的な指導項目）

事前指導では、教育実習の意義、教育実習生の生活と役割、教員として遵守すべき義務や責任、学級経営、教育実習中に起こり得る問題への対応などを学び、授業研究及び指導案作成を行う。

事後指導は、教育実習前後の自らの生徒や教育・学校・教師等への見方・考え方の変容を整理しつつ、教育現場における課題とともに、今後の課題を学生が認識し、実習後の大学での教育・研究に活かしていくことを目的としている。

<具体的な指導項目>

（事前指導）

- ・教育実習の意義
- ・教育実習生の生活と役割
- ・実習記録簿の書き方
- ・授業研究や指導案作成
- ・先輩たちの教育実習経験からの学び
- ・現場の教諭からの学び（学級経営、生徒指導）
- ・現場の教諭からの学び（道徳）

（事後指導）

- ・教育実習の振り返り
- ・報告書作成
- ・教育実習報告会への参加

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

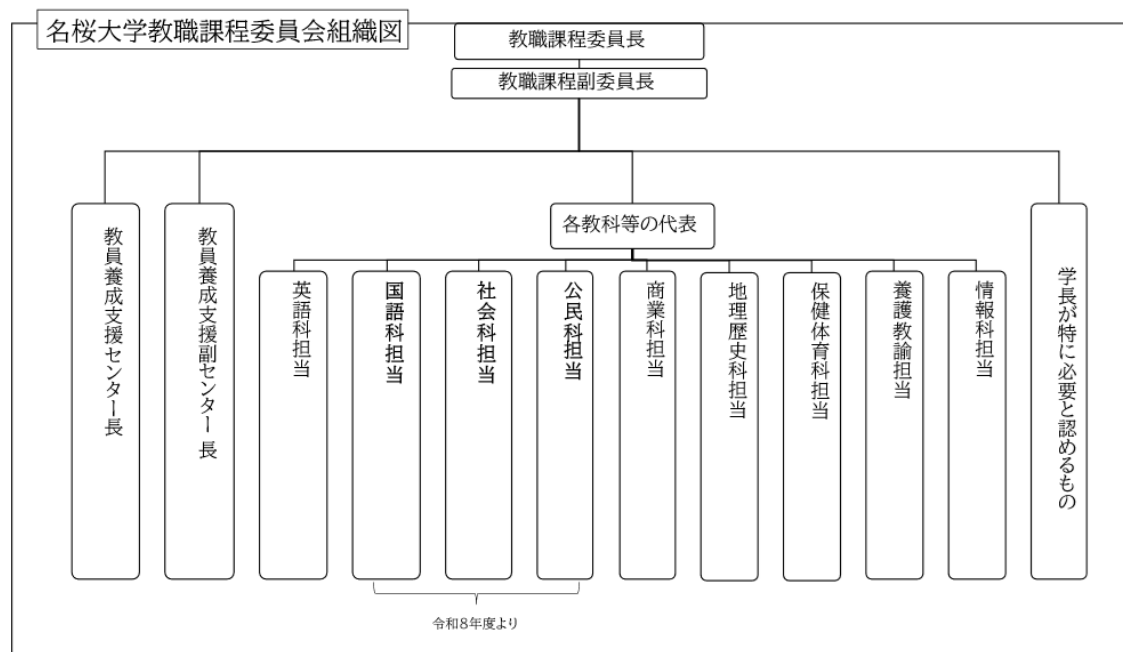
- ・委員会等の名称 「教職課程委員会」
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）

教員養成支援センター長・副センター長・職員、各教科等担当者から選出された専任教員各1名、センター職員、学長が特に必要と認めるもの若干名にて構成（計8名）され、本委員会の委員長、副委員長は互選により選出される。

- ・委員会等の運営方法

毎月1回、年12回開催する。本学の教職課程に関する内容について審議決定を行うとともに、教職課程に関する情報を交換し、共通理解の形成を図ることを目的としている。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称 「沖縄県公立学校教員育成協議会」
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

協議会は、以下の関係機関・組織から選出された代表をもって構成する。

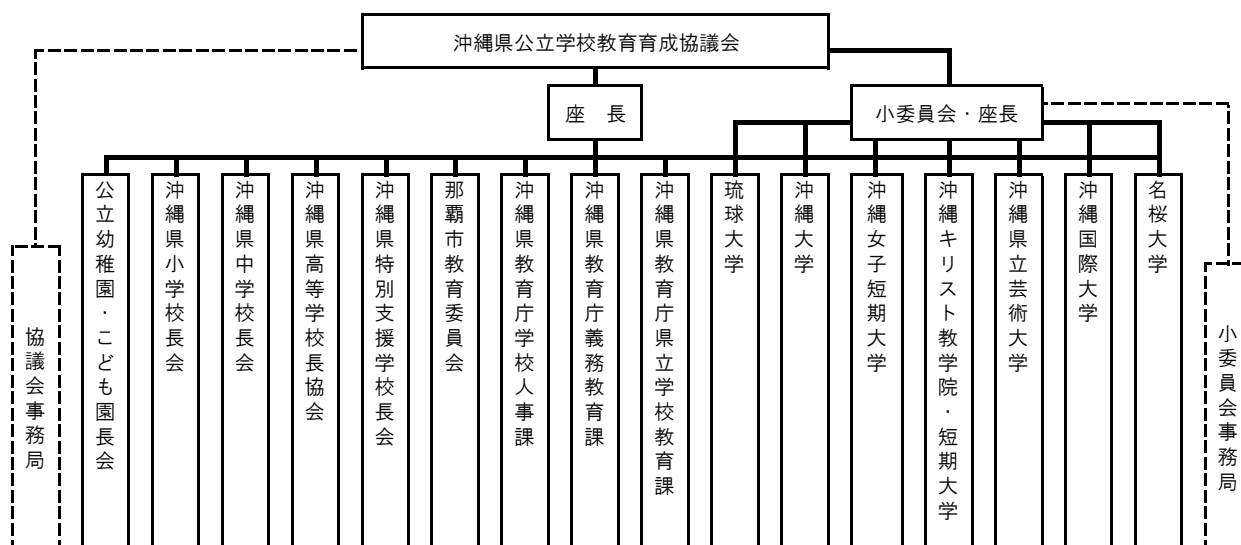
公立学校幼稚園・こども園長会 1名、県小学校長会 2名、県中学校長会 2名、県高等学校長会 2名、県特別支援学校長会 2名、那覇市教育委員会 1名、県教育庁学校人事課 3名、県教育庁義務教育課 1名、県教育庁県立学校教育課 1名、琉球大学 2名、沖縄大学 2名、沖縄女子短期大学 2名、沖縄キリスト教学院・短期大学 2名、沖縄県立芸術大学 2名、沖縄国際大学 2名、名桜大学 2名

- ・ 委員会等の運営方法

小委員会年 2回、本委員会年 2回開催する。座長は大学の輪番制（1年任期）となっている。

教員の養成・採用・研修及び教育実習にかかる諸問題について教育委員会及び学校関係者が協議を行い、相互連携、協力をより緊密なものとするにより、沖縄県公立学校教員の資質向上及び教育実習の円滑な実施を図ることを目的としている。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

教育実習は、次年度実習申請を行った希望者のうち、以下の条件を全て満たした者について、教職課程委員会の審議を経て、教育実習の受講を認める。ただし、履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

- (1) 日本漢字能力検定準 2 級以上を、2 年次終了時（3 月末）までに取得し、合格証明書を指定の期日内に提出すること。
- (2) 3 年次前学期終了までに、以下の「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」から 10 科目以上を修得していること。

<中学校>

教職概論、教育原理、教育制度論、教育心理学、特別支援教育、教育課程論、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、道徳教育の方法と理論、教育方法（ICT の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導論

<高等学校>

教職概論、教育原理、教育制度論、教育心理学、特別支援教育、教育課程論、総合的な探求の時間の指導法、特別活動の指導法、教育方法（ICT の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導論

(3) 3年次学期終了までに各免許種の指定する科目を修得済みであること。

① 国語（中学・高校共通）：

・3年次に「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」を修得すること。

② 社会：

・3年次に「社会科教育法Ⅰ」「社会科教育法Ⅱ」を修得すること。

③ 公民：

・3年次に「公民科教育法Ⅰ」「公民科教育法Ⅱ」を修得すること。

(4) 上の条件(2)(3)の科目を含め、3年次前学期終了までに履修した全ての科目について、GPA 2.80以上の成績を修めること。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 193 学級 高等学校 56 学級		
○	×	教育委員会名	大宜味村教育委員会	中学校：1校	5学級
			東村教育委員会	中学校：1校	3学級
			本部町教育委員会	中学校：3校	23学級
			今帰仁村教育委員会	中学校：1校	13学級
			名護市教育委員会	中学校：8校	105学級
			宜野座村教育委員会	中学校：1校	12学級
			金武町教育委員会	中学校：1校	18学級
			恩納村教育委員会	中学校：1校	14学級
○	×	教育委員会名	沖縄県教育委員会	高等学校：5校	56学級

承 諾 書

令和6年9月17日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

沖縄県 教育委員会

教育長 _____ 半嶺 満 _____

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名	所在地
1	辺士名高等学校	大宜味村字饒波 2015
2	北山高等学校	今婦仁村字仲尾次 540-1
3	本部高等学校	本部町字渡久地 377
4	名護高等学校	名護市大西 5-17-1
5	宜野座高等学校	宜野座村字宜野座 1
6		

承 諾 書

令和6年9月17日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

大宜味村 教育委員会

教育長 _____
宮城 政信

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名（中学校）	所在地
1	大宜味村立大宜味中学校	大宜味村字塩屋 1306-6
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

承 諾 書

令和6年9月17日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

東村 教育委員会

教育長 比嘉 鶴見

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名 (中学校)	所在地
1	(併) 東村立東中学校	東村字川田 837
2		
3		
4		
5		
6		
7		

承 諾 書

令和6年9月25日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

今帰仁村 教育委員会

教育長 玉城 奎

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名（中学校）	所在地
1	今帰仁村立今帰仁中学校	今帰仁村字仲宗根 47
2		
3		
4		
5		
6		
7		

承 諾 書

令和6年9月13日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

本部町 教育委員会

教育長 喜納 すえ子

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名（中学校）	所在地
1	本部町立上本部中学校（上本部学園）	本部町字北里 1317
2	本部町立本部中学校	本部町字渡久地 231-1
3	（併）本部町立伊豆味中学校	本部町字伊豆味 13
4		
5		
6		
7		

承 諾 書

令和6年9月18日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

名護市 教育委員会

教育長 岸本 敏孝

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名（中学校）	所在地
1	名護市立屋我地中学校（屋我地ひるぎ学園）	名護市字饒平名 159
2	名護市立羽地中学校	名護市字仲尾次 770
3	名護市立屋部中学校	名護市字屋部 546
4	名護市立名護中学校	名護市大西 2-2-33
5	名護市立久志中学校（緑風学園）	名護市字汀間 122
6	名護市立久辺中学校	名護市字豊原 208
7	名護市立東江中学校	名護市大東 2-1-1
8	名護市立大宮中学校	名護市宮里 7-2-66

承 諾 書

令和6年9月13日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

宜野座村 教育委員会

教育長 新里 隆博

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名 (中学校)	所在地
1	宜野座村立宜野座中学校	宜野座村字惣慶 1505
2		
3		
4		
5		
6		
7		

承 諾 書

令和6年9月18日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

_____ 金武町 教育委員会

教育長 _____ 比嘉 貴一

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名 (中学校)	所在地
1	金武町立金武中学校	金武町字金武 3486
2		
3		
4		
5		
6		
7		

承 諾 書

令和6年9月20日

名桜大学長
砂川 昌範 殿

恩納村 教育委員会

教育長 宜志富 清博

令和6年9月10日付 名大教務第204号で依頼のあった名桜大学生の教育実習について、別紙の施設にて受入れることを承諾します。

別紙

教育実習 実習施設名

No.	実習施設名（中学校）	所在地
1	恩納村立うんな中学校	恩納村字恩納 7409-1
2		
3		
4		
5		
6		
7		